

17. 建設副産物処理基準 再生資材利用基準

平成7年	4月1日	適用
平成8年	7月1日	一部改定
平成11年	4月1日	一部改定
平成12年	4月1日	一部改定
平成14年	5月30日	一部改定
平成17年	4月1日	一部改定
平成21年	2月1日	一部改定
平成27年	1月1日	一部改定
令和3年	10月1日	一部改定
令和5年	1月1日	一部改定
令和5年	10月1日	一部改定
令和6年	4月1日	一部改定

目 次

1	建設副産物処理基準	17-4
	[1] 適用範囲	17-4
	[2] 用語の定義・解説	17-4
	[3] 建設副産物の工事現場からの搬出・処理	17-4
	[4] 設計・積算・施工	17-6
	[5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出	17-7
	[6] 確認	17-8
	[7] その他	17-8
2	再生資材利用基準	17-10
	[1] 適用範囲	17-10
	[2] 用語の定義	17-10
	[3] 適用材料	17-10
	[4] 使用工種及び使用地域	17-10
	[5] 品質管理	17-11
	[6] 設計・積算・施工	17-11
	[7] 再生資源利用（計画・実施）書の提出	17-11
	[8] 確認	17-12
	[9] その他	17-12
3	建設工事における建設副産物の処理及び再生資材の利用に関する留意事項等	17-13

1 建設副産物処理基準

[1] 適用範囲

この基準は、山梨県県土整備部が発注する建設工事から発生する建設副産物に適用する。

なお、建設工事の各段階について、発注者及び施工者が留意しなければならない事項を別添表-1にまとめているので、この基準に記載されていない事項については、これによる。

[2] 用語の定義・解説

1. 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品をいう。

2. 建設廃棄物

この基準でいう建設廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物及び建設発生木材とする。

3. 特定建設資材

この基準でいう特定建設資材は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリートとする。

3-1. 特定建設資材廃棄物

この基準でいう特定建設資材廃棄物は、建設廃棄物のうち特定建設資材が廃棄物となったものとする。

3-2. 指定建設資材廃棄物

この基準でいう指定建設資材廃棄物は、特定建設資材のうち木材が廃棄物となったものとする。

4. 再資源化施設

建設工事に使用する材料として、山梨県県土整備部が定めた基準を満足するように建設副産物に必要な加工及び処理を行う施設をいう。

5. 発注者

建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう。

6. 施工者

建設工事の施工を行う者をいう。

[3] 建設副産物の工事現場からの搬出・処理

1. 特定建設資材廃棄物を除く建設廃棄物

① 再資源化施設への搬出・処理

(1) 工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合

施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を[4]により計上する。再資源化施設が複数ある場合は、搬出に伴う運搬費・受入費・その他必要な費用の合計（以下合計費用という）を施設毎に比較し、最も安い再資源化施設に搬

出・処理を行うものとする。

また、工事現場から 40km の範囲内にある再資源化施設と、40km を超える場所にある再資源化施設と、それぞれの合計費用を比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

(2) 工事現場から 40km を超える場所に再資源化施設がある場合

建設工事現場に最も近い最終処分場への搬出に伴う合計費用と、再資源化施設への搬出に伴う合計費用を比較し再資源化施設への搬出のほうが安い場合、施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を [4] により計上する。

② 最終処分場への搬出

前項①の搬出・処理の方法が取れない場合であって、経済的な比較により最終処分場に搬出・処理するのが適正である場合、施工者が、最終処分場に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を [4] により計上する。

③ 前項①、②によることができない場合

発注者は、技術管理課に協議するものとする。

2. 特定建設資材廃棄物

① 再資源化施設への搬出・処理

施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を [4] により計上する。再資源化施設が複数ある場合は、搬出に伴う運搬費・受入費・その他必要な費用の合計（以下合計費用という）を施設毎に比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

② 前項①によることができない場合

発注者は、技術管理課に協議するものとする。

3. 指定建設資材廃棄物

① 再資源化施設への搬出・処理

(1) 工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合

施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を [4] により計上する。再資源化施設が複数ある場合は、搬出に伴う運搬費・受入費・その他必要な費用の合計（以下合計費用という）を施設毎に比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

また、工事現場から 50km の範囲内にある再資源化施設と、50km を超える場所にある再資源化施設と、それぞれの合計費用を比較し、最も安い再資源化施設に搬出・処理を行うものとする。

(2) 工事現場から 50km を超える場所に再資源化施設がある場合

建設工事現場に最も近い縮減施設(焼却施設)への搬出に伴う合計費用と、再資源化施設への搬出に伴う合計費用を比較し再資源化施設への搬出のほうが安い場合、施工者が、再資源化施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を [4] により計上する。

② 縮減施設(焼却施設)への搬出

前項①の搬出・処理の方法が取れない場合であって、経済的な比較により縮減施設に

搬出・処理するのが適正である場合、施工者が、縮減施設に搬出・処理を行うものとし、発注者はその費用を〔4〕により計上する。

③ 前項①、②によることができない場合

発注者は、技術管理課に協議するものとする。

4. 建設発生土

工事現場から建設発生土を搬出する場合、以下のとおり工事間利用（(1)他の建設工事）を最優先とし搬出・処理を行う

(1) 他の建設工事

建設発生土情報交換システムや建設発生土の官民有効利用マッチングシステム等を利用し、調整した 50km の範囲内にある他の建設工事（民間建設工事を含む）

なお、工期が合わない場合は、発注者が指定したストックヤード

(2) (1)によることができない場合

県が設置した受入地又は、「公共工事建設発生土処分地の指定基準」により設置された受入地

(3) (1)、(2)によることができない場合

施工者が選定し、発注者との協議により、発注者が承諾した受入地

〔4〕設計・積算・施工

1. 共通事項

建設工事を計画する場合、設計時点において建設副産物の発生を極力少なくするよう留意する。（山梨県建設リサイクルガイドライン(平成 15 年 4 月)に基づくりサイクル計画書の作成等）

建設副産物の搬出・処理にあたっては、発注者は特記仕様書の作成を行い契約事項とする。施工者は、特記仕様書の条件を熟知し適正に搬出・処理するものとする。

なお、指定事項に変更が生じた場合、発注者は、設計の変更を行う等適正な処置を行うものとする。

2. 建設廃棄物

① 施設への搬出・処理

(1) 発注者は、再資源化施設又は最終処分場の受入条件を勘案し、取壊し・破碎・鉄筋切断・分別等の費用、それぞれの施設までの運搬費及び施設の受入の費用等を積算し設計計上する。

(2) 施工者は、建設廃棄物の処理を委託した場合、産業廃棄物処理許可業者と「委託契約」を締結するとともに、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより処理の確認を行うとともに、発注者に提示するものとする。

(3) 電子マニフェストの場合は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（JWNET）を使用する。

3. 建設発生土

① 指定処分A

発注者は、発注時に搬出先が確定している（ストックヤードの利用を含む）場合、下記

の受入地を特記仕様書で明示し、施工者は明示された場所へ搬出・処理する。

(1) 他の建設工事

発注者は、搬入場所までの運搬費及び搬入場所での敷き均し等必要な費用を設計に計上できるものとする。但し、搬出先工事と費用についての協議を行う。

特記仕様書明示内容

工事名、搬入場所、運搬距離、その他条件

(2) スtockヤード

発注者は、Stockヤードまでの運搬費及び敷き均し等必要な費用を設計に計上する。

特記仕様書明示内容

搬入場所、運搬距離、その他条件

(3) 県が設置した受入地

発注者は、搬入場所までの運搬費及び搬入場所での敷き均し等必要な費用を設計に計上できるものとする。

特記仕様書明示内容

搬入場所、運搬距離、その他条件

(4) 「公共工事建設発生土処分地の指定基準」により設置された受入地

発注者は、搬入場所までの運搬費及び受入地の処分費を設計に計上する。

特記仕様書明示内容

搬入場所、運搬距離、その他条件

② 指定処分B

発注者は、発注時に搬出先を確定できない場合は、運搬距離8kmの運搬費を設計に計上し、施工者は原則としてその範囲内において搬出先を選定し搬出するものとする。

施工者は搬出先について発注者の承諾を得ることとし、運搬距離は、実際の運搬距離に応じて変更するが、運搬距離8km以上の場合、施工者はその理由を明確にすること。

又、搬入場所での敷き均し等の費用が必要な場合は設計に計上できるものとする。

③ 情報提供

施工者は、100m³（地山量）以上の建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ搬出する場合、特記仕様書に基づき搬出先市町村へ建設発生土に関する情報を提供するとともに、その写しを発注者に提出しなければならない。

[5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出（様式－11）

請負者は、資源の有効な利用の促進に関する法律及び関係省令に基づき、次の項目のいずれかに該当する場合、特記仕様書及び、土木工事共通仕様書第1編1-1-18第5項及び第6項に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、1部（紙）を施工計画書に添付し、発注者に提出するものとする。

また、工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用促進実施書を作成し、1部（紙）を完成書類に添付、電子データをCD-R等により発注者に提出す

るものとする。

1. 体積が 500m³以上の建設発生土を搬出する工事。
2. 建設廃棄物を搬出する工事のうちこれらの重量の合計が 200t 以上の工事。
3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)対象建設工事。

なお、建設副産物実態調査（センサス）実施時は上記項目によらず、最終請負金額が 100 万円以上のすべての工事が対象となる。

[6] 確認

1. 共通事項

発注者は、別紙様式－1 1 再生資源利用促進（計画・実施）書の確認を行う。

2. 建設廃棄物

発注者は、施工者が建設廃棄物の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、紙マニフェストによる A 票、B 2 票、D 票（複写式伝票）または電子マニフェストによる受渡確認票の提示を求め、処理状況を確認する。

3. 建設発生土

建設発生土の処理にあたっては、指定^(※1)した受入地において必要な関係法令等の手続きが行われていることや、設計図書等どおり指定した受入地へ運搬されていること、また、その運搬土量が適正であること等について、以下の方法により確認することとする。

※1 指定とは、設計図書または協議等により定めた場合も含む。

- ① 受注者は、建設発生土の受入地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入地について地形を実測し、資料と共に再生資源利用促進計画書を監督員に提出し、その内容を説明しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等^(※2)には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

※2 実測困難な場合とは、「公共工事建設発生土処分地の指定基準」により設置された受入地のような、他の工事現場からも搬入されている受入地等も含まれる。

- ② 受注者は、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。また、再生資源利用計画及びその実施状況の記録及び搬出先から交付される受領書の写しについて、当該建設工事の完成後 5 年間保存しなければならない。
- ③ 発注者は、施工者が選定した建設発生土の受入地を承諾するにあたり、土地所有者が受け入れを承諾していること（同意書、借地契約書等）や当該土地に必要な法令等の手続きが行われていることについて確認する。

なお、発注者が、民間建設工事を受入地に指定する場合については、民間建設工事の事業者等から土地の取得状況や当該土地に必要な法令等の手続き状況を確認する。

- ④ 発注者は、施工者が建設発生土の受入地に建設発生土を搬出中、1 回以上、指定した建設発生土の受入地に搬出されていることを現地確認する。

なお、①において、実測困難な受入れ地に搬出している場合は、現地確認と併せて、搬入先が発行する受入伝票等により、受け入れ状況を確認する。

- ⑤ 発注者は、経路図及び管理図・写真等の記録により最終的な処理の確認を行うとともに、

必要に応じて実施測定により確認を行う。

⑥ 発注者は、施工者が市町村へ情報提供を行っている場合は、その写しの提出の確認を行う。

[7] その他

1. この基準によるものの他、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）を遵守し、適正に処理する。

2 再生資材利用基準

[1] 適用範囲

この基準は、山梨県県土整備部が施工する建設工事に適用する。

[2] 用語の定義

「再生クラッシャーラン」

再生クラッシャーランとは、建設工事現場から再資源化施設へ搬出される建設副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等から製造した再生骨材を単独又は相互に組み合わせ、これに必要な応じて補足材料（骨材の品質を改善するための砕石・砂等）を加えて、所要の品質が得られるように調整したものをいう。

「再生加熱アスファルト混合物」

再生加熱アスファルト混合物とは、再資源化施設において製造したアスファルト・コンクリート再生骨材に必要な応じて再生用添加剤、補足材料（骨材の品質を改善するための砕石・砂等）、生アスファルトを加えて、所要の品質が得られるように調整したものをいう。

[3] 適用材料

本基準で適用する再生クラッシャーランは、再生クラッシャーラン（40～0）（呼び名 RC-40）とする。

また、再生加熱アスファルト混合物は、再生加熱安定処理材、再生粗粒度アスコン 20、再生密粒度アスコン 13・20、再生細粒度アスコン 13 とする。

[4] 使用工種及び使用地域

次の使用地域及び工種に該当する工事には、工事目的物に要求される品質を考慮したうえで、原則として経済性にかかわらず使用する。

- ① 再生クラッシャーラン（RC-40）の使用地域は、再資源化施設等から 40km の範囲内にある建設工事で、かつ適用工種は以下のとおりとする。
 - (1) 山梨県県土整備部が発注する建設工事の、
 - ・各種構造物基礎材及び裏込め材
 - ・路床置換え材
 - ・凍上抑制層
 - (2) 山梨県県土整備部が発注する建設工事の、
 - ・下層路盤材
- ② 再生加熱アスファルト混合物の使用地域は、再資源化施設から運搬距離 40km の範囲内で、かつ運搬時間 1.5 時間の範囲内にある建設工事で、適用工種は以下のとおりとする。
 - (1) 車道舗装

舗装再生便覧（（社）日本道路協会）における「巻末資料」の品質規格を満足する再生舗装材（再生加熱 As 安定処理路盤材、再生加熱 As 混合物等）とすること
 - (2) 歩道、園路、駐車場等
 - (3) 仮設道路、仮復旧道路等

(4) その他、再生加熱アスファルト混合物の使用が適当と認められる工事

[5] 品質管理

再生クラッシャーラン（RC-40）の品質は、次の基準に適合するものとする。

- ① [4] の①の1に係わるものについては、次による。
土木関係 JIS 要覧、A5001 の品質試験に適合するものとする。
- ② [4] の①の2に係わるものについては、次による。
(社) 日本道路協会発行の「舗装再生便覧」の再生クラッシャーラン（RC-40）の品質規定に適合するものとする。
- ③ [4] の②の1～4に係わるものについては、次による。
(社) 日本道路協会発行の「舗装再生便覧」の再生加熱アスファルト混合物の品質規定に適合するものとする。
なお、アスファルト・プラントによっては、アスファルト・コンクリート塊を分級せずに、単に加熱ただけで粒度の調整、アスファルトの性状の回復などの品質改善を行わずに再生加熱アスファルト混合物として製造・出荷しているものは、「舗装再生便覧」の対象とはなっていないので、このような再生加熱アスファルトを製造しているプラントの再生資材については、別途協議によるものとする。

[6] 設計・積算・施工

- ① 再生クラッシャーラン（RC-40）及び再生加熱アスファルト混合物の積算基準上の取扱は、クラッシャーラン（C-40）及び加熱アスファルト混合物の取扱と同様とし、「土木工事標準積算基準書」によるものとする。
- ② 地域別再生クラッシャーラン（RC-40）及び再生加熱アスファルト混合物の現場着単価は、実施設計単価表によるものとする。
ただし、単価表にない場合は、建設工事箇所から最も近い再資源化施設等の見積りを取り、決定するものとする。
- ③ アスファルト舗装の構造設計に用いる等値換算係数は、「舗装再生便覧」による。
- ④ 再生資材を建設工事で使用する場合、発注者は特記仕様書に必要事項を記載し、契約条項とするものとする。
- ⑤ 再生クラッシャーラン及び再生加熱アスファルト混合物が、使用できない事情が生じた場合、発注者と施工者は協議した上で設計の変更を行なう等必要な処置をとるものとする。

[7] 再生資源利用（計画・実施）書の提出（様式-10）

請負者は、資源の有効な利用の促進に関する法律及び関係省令に基づき、次の項目のいずれかに該当する場合、特記仕様書及び、土木工事共通仕様書第1編1-1-18 第4項及び第6項に基づき、再生資源利用計画書を作成し、1部（紙）を施工計画書に添付し、発注者に提出するものとする。

また、工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書を作成し、1部（紙）を完成書類に添付、電子データをCD-R等により発注者に提出するものとする。

1. 体積が500m³以上の土砂を搬入する工事。

2. 重量が 500t 以上の砕石を使用する工事。
3. 重量が 200t 以上の加熱アスファルト混合物を使用する工事。
4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の対象建設工事。

なお、建設副産物実態調査（センサス）実施時は上記項目によらず、最終請負金額が 100 万円以上のすべての工事が対象となる。

[8] 確認

山梨県県土整備部制定の「土木工事施工管理基準および規格値」に準じるものとする。

なお、発注者は、様式-10 再生資源利用（計画・実施）書及び産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストの内容の確認を行なうものとする。

3. 建設工事における建設副産物の処理及び再生資材の利用に関する留意事項等

表-1 建設工事における建設副産物の処理及び再生資材の利用に関する留意事項

工事の段階	留 意 者	
	発	注 者
企画・設計	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の発生の抑制に資する工法・資材の採用等を検討する。 再生資材の利用の促進に努める。 建設副産物の工事間利用の促進に努める。 発生する建設副産物の種類・質・数量を把握し、種類別の再生処理方法処分先を検討する。 「リサイクル計画書」を作成する。 	
積算 (見積り)	<ul style="list-style-type: none"> 処理費用(再資源化に要する費用を含む)、運搬費用等を適正に積算する。 	
発注 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に、採用する工法・資材・使用する再生資材の規格・使用箇所、発生する建設副産物の処理方法等を明示する。 建設リサイクル法対象工事においては、施工該当市町村建築確認窓口担当へその旨を、工事着手前に通知する。 	
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)、建設副産物処理基準、再生資源利用基準等に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が計画的かつ効率的に行われるような施工計画がなされているかを確認する。 施工計画の作成に当たっては、再生資源利用〔促進〕計画書(様式-10、11)が提出されているか確認する。 	
施 工	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における責任者を明確にする(監督員との兼務)。 建設副産物対策のための発注者、施工者等の協力体制を整備する。 計画(確認結果票を含む)を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するものとする。 	
現場での分別・保管	<ul style="list-style-type: none"> 適正に分別・保管されているか確認に努める。 	
再 利 用	<ul style="list-style-type: none"> 施工者と協力して再生資源の利用及び利用の促進に努める。 	
減 量 化	<ul style="list-style-type: none"> 適正に減量化されているか確認に努める。 	
処 理	<ul style="list-style-type: none"> 適正に埋立て、処分等されているか書面等により確認に努める。 	
完 成 後	<ul style="list-style-type: none"> 副産物が適正に処理されたことを確認する。 現場に廃棄物が残置されていないかを確認する。 明示した条件に変更が生じた場合には、適切に設計変更する。 完成検査時に再生資源利用〔促進〕実施書により、リサイクル実績を確認する。 	
そ の 他		

参考法令(凡例) リ法○……リサイクル法第○条

基本……リサイクル法に基づき、国の定めたリサイクルに関する基本方針(告示)

判断……リサイクル法第10条、第18条に基づく利用や、搬出の際の判断の基準(建設省令)

廃法○……廃棄物処理法第○条

要綱○……建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)第○

建リ法○…建設リサイクル法第○条

事 項		参考法令等
元 請 業 者	下 請 業 者	
		リ法…4 基本 要綱…4、5、6、10 11、15
		要綱…5、6
<ul style="list-style-type: none"> 仕様書、設計図書を確認する。 疑問点については、「山梨県公共事業情報公開サービス」等で質問する。 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項について書面にて契約事務担当者に説明する。 		基本 要綱…6 建り法…11、12
<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の発生の抑制、減量化、再資源化に配慮した施工計画の一環として、再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成する。 		リ法…4 基本 判断 要綱… 4、7、 10、15
<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にする（主任技術者との兼務はできることとする）。 建設副産物対策のための発注者↔元請業者↔下請業者↔処理業者の協力体制を整備する。 再利用方法、処分方法等を下請業者や資材納入業者及び処理業者に周知徹底し、指導監督する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事にかかる前に処理方法等を元請業者と協議し、十分理解しておく。 元請業者と協力して、建設副産物の適正な処理に努める。 	判断 要綱…5、8
<ul style="list-style-type: none"> 処理方法に応じて分別を徹底した上で、各々混入しないように保管する。 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に保管する。 		基本 廃法…12 要綱…12、16
<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の現場内利用、再生資源の積極的活用を努める。 指定副産物については、特に再資源化施設に持ち込む等再利用が促進されるように努める。 建設発生土については、必要な情報収集・提供に努め、再利用に努める。 		リ法…4、基本、判断 要綱…4、10、11、 15、19
<ul style="list-style-type: none"> 再資源化施設に持ち込めない建設副産物は、現場での脱水・乾燥等により減量化に努める。 		要 綱… 15、16、 19
<ul style="list-style-type: none"> 安全の確保及び振動・騒音・塵芥等の防止等、公衆災害の防止に努める。 飛散・流失しないよう適切な構造の運搬車両等を使用する。 過積載とならないよう徹底する。 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約する。 マニフェスト等で処理が契約内容に沿って適正に行なわれたかを確認する。 契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する。 	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者と協力して建設副産物の適正処理に努める。 	廃法…12、21 要綱…4、12、13、 14、16、 17、18、 20、21
<ul style="list-style-type: none"> 再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を指定の様式により提出するとともに、記録を5年間保存する。 廃棄物処理計画の実施状況を把握し、記録の保存に努める。 副産物が適正に処分されたことを確認する。 		判断 要綱…6、7 建り法…18
<ul style="list-style-type: none"> 社内管理体制を整備する。 リサイクルに資する技術開発に努める。 		基本 要綱…9

特記仕様書の記載（例）

第1条 再生資材の利用

施工者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤工の材料
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 As13	舗装の表層

なお使用に際し、舗装再生便覧等を遵守するものとする。

第2条 建設発生土の利用

盛土に使用する発生土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土を利用すること。

第3条 建設発生土の搬出

（指定処分Aの場合）

建設工事の施工における建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- ① 工事名 : 県道〇〇線道路改良工事
- ② 搬入場所 : 〇〇市〇〇町〇〇番地
- ③ 運搬距離 : L = 〇〇km
- ④ その他条件

（指定処分Bの場合）

建設工事の施工における建設発生土は、建設副産物処理基準〔4〕設計・積算・施工の3. 建設発生土の指定処分Bによるものとする。

第4条 建設廃棄物の適正処理

建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊、・・・は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている再資源化施設で適正に処分すること。

第5条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事（または、建設リサイクル法の対象建設工事）であり、請負者は再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、1部（紙）

を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で5年間保管するものとする。

第6条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配付される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第7条 工事の変更について

発注した建設工事について、契約事項と異なる場合は変更することができるものとする。